

第3回智頭町議会定例会会議録

令和元年9月9日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第61号 平成30年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5. 議案第62号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6. 議案第63号 平成30年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第64号 平成30年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第65号 平成30年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第66号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第67号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第68号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 議案第69号 平成30年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13. 議案第70号 平成30年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14. 議案第71号 平成30年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第15. 議案第72号 平成30年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第16. 議案第59号 専決処分について
- 第17. 議案第60号 専決処分について

- 第 18. 議案第 73 号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 19. 議案第 74 号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 20. 議案第 75 号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 21. 議案第 76 号 令和元年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 22. 議案第 77 号 令和元年度智頭町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 23. 議案第 78 号 令和元年度智頭町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 24. 議案第 79 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 25. 議案第 80 号 智頭町おせっかい奨学金基金条例の制定について
- 第 26. 議案第 81 号 智頭町附属機関条例の一部改正について
- 第 27. 議案第 82 号 智頭町印鑑条例の一部改正について
- 第 28. 議案第 83 号 智頭町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 第 29. 議案第 84 号 智頭町職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- 第 30. 議案第 85 号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について
- 第 31. 議案第 86 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 32. 議案第 87 号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第 33. 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 61 号 平成 30 年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5. 議案第 62 号 平成 30 年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

- 第 6. 議案第 6 3 号 平成 3 0 年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第 6 4 号 平成 3 0 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第 6 5 号 平成 3 0 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第 6 6 号 平成 3 0 年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 0. 議案第 6 7 号 平成 3 0 年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 1. 議案第 6 8 号 平成 3 0 年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 2. 議案第 6 9 号 平成 3 0 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 3. 議案第 7 0 号 平成 3 0 年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 4. 議案第 7 1 号 平成 3 0 年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第 1 5. 議案第 7 2 号 平成 3 0 年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第 1 6. 議案第 5 9 号 専決処分について
- 第 1 7. 議案第 6 0 号 専決処分について
- 第 1 8. 議案第 7 3 号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 9. 議案第 7 4 号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 0. 議案第 7 5 号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 1. 議案第 7 6 号 令和元年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 2. 議案第 7 7 号 令和元年度智頭町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 3. 議案第 7 8 号 令和元年度智頭町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 4. 議案第 7 9 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制

定について

- 第25. 議案第80号 智頭町おせっかい奨学金基金条例の制定について
第26. 議案第81号 智頭町附属機関条例の一部改正について
第27. 議案第82号 智頭町印鑑条例の一部改正について
第28. 議案第83号 智頭町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
第29. 議案第84号 智頭町職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
第30. 議案第85号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について
第31. 議案第86号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第32. 議案第87号 智頭町教育委員会委員の任命について
第33. 陳情について

1. 会議に出席した議員（11名）

2番 安道泰治	3番 國本誠一
4番 河村仁志	5番 高橋達也
6番 大藤克紀	7番 岩本富美男
8番 谷口雅人	9番 岸本眞一郎
10番 酒本敏興	11番 中野ゆかり
12番 大河原昭洋	

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（17名）

町	長	寺谷誠一郎
副町	長	金児英夫
教	育	長石彰祐
病院事業	管理者	葉狩一樹
総務課	長	矢部整
企画課	長	酒本和昌

税 務 住 民 課 長	江 口 礼 子
教 育 課 長	國 岡 厚 志
地 域 整 備 課 長	迎 山 恵 一
山 村 再 生 課 長	山 本 進
地 籍 調 査 課 長	岡 田 光 弘
福 祉 課 長	小 谷 いず美
会 計 課 長	國 政 昭 子
税務住民課参事兼水道課長	藤 森 啓 次
総 務 課 参 事	福 安 教 男
病 院 事 務 部 長	矢 部 久美子
代 表 監 査 委 員	小 林 新

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事 務 局 長	柴 田 睦 子
書 記	金 谷 百 恵
書 記	松 田 絵 理

開 会 午 前 1 0 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（大河原昭洋） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和元年度第3回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（大河原昭洋） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番、酒本敏興議員、2番、安道泰治議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長（大河原昭洋） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの12日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの12日間と決定しました。

日程第3．諸般の報告

○議長（大河原昭洋） 日程第3、諸般の報告を行います。

常任委員会の委員長・副委員長の選任について報告します。

去る7月26日に、それぞれの常任委員会が開催され、正・副委員長の互選の結果の報告がありましたので報告します。総務常任委員長に岸本眞一郎議員、副委員長に安道泰治議員、民生常任委員長に河村仁志議員、副委員長に國本誠一議員、議会広報常任委員長に安道泰治議員、副委員長に國本誠一議員、以上です。

次に、議会運営委員会の委員長・副委員長の選任について報告します。

去る7月26日に、議会運営委員会が開催され、正・副委員長の互選の結果の報告がありましたので報告します。委員長に谷口雅人議員、副委員長に酒本敏興議員、以上です。

次に、同和問題調査特別委員会、委員長・副委員長の辞任及び選任について報告します。

去る7月26日に、同和問題調査特別委員会が開催され、國本誠一委員長、中野ゆかり副委員長より辞職願が提出され、同特別委員会において承認されました。欠員になった正・副委員長について互選の結果、委員長に高橋達也議員、副委員長に國本誠一議員が改めて選任されましたので報告します。

次に、議会改革に関する調査特別委員会委員長の辞任及び選任について報告し

ます。

去る7月26日に議会改革に関する調査特別委員会が開催され、大藤克紀委員長より辞職願が提出され、同特別委員会において承認されました。欠員になった委員長について互選の結果、中野ゆかり議員が選任されましたので報告します。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、令和元年7月分から8月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、陳情の処理経過及び結果について、智頭町長から報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、智頭町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度健全化判断比率について及び平成30年度資金不足比率についての報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、今期定例会の説明員につきましては、8月29日付をもって、町長、教育長並びに代表監査委員に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので後ほどごらんいただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第61号から日程第32．議案第87号まで 29案
一括上程

○議長（大河原昭洋） 日程第4、議案第61号 平成30年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第32、議案第87号 智頭町教育委員会委員の任命についてまでの29議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、第3回定例町議会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご参集いただき、まことにありがとうございます。

それでは、本定例会に提案しました議案の審議をいただくに当たり、その概要

を説明します。

まず、議案第59号及び議案第60号につきましては、専決処分について本議会に報告し、承認を求めるものです。いずれも、大麻草栽培にかかわる「智頭町若者定住等による集落活性化総合対策事業費補助金」返還請求訴訟を和解することについて専決処分を行ったものです。

次に、議案第61号から議案第72号までは平成30年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算認定を求めるものです。この12議案につきましては、去る8月1日から8月9日までの間、町監査委員による審査を受け、その意見を添えて本議会の認定を求めるものです。

次に、議案第73号から議案第78号までは補正予算についてであります。

まず、議案第73号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第3号）について、主なものを説明します。

総務費の訴訟対策費では、補助金返還請求訴訟結審に伴い、訴訟事務委託料を措置しています。

まちづくり推進費では、移住定住促進事業で、地域の空き家利用活用に取り組むまちづくりの団体等の育成及び地域における空き家利活用の機運醸成を図るため、空き家を活用したまちづくり事業の推進を支援する補助金を、地方創生推進事業では、SDGsの目標と第7次総合計画とのかかわりを整理し、次期総合戦略策定を進める経費を、それぞれ措置しています。

地域活性化推進費では、旧山郷小学校における小規模危険物保管庫設置などを支援する、空き校舎等利活用推進事業費補助金を措置しています。

交通政策費では、今後利用者の減少により町民バス運営費の増大が予想されるため、持続可能な交通体系を構築するための計画策定に要する経費を措置しています。

また、戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカードの普及促進を図るため、窓口対応強化に向け臨時職員雇用に要する経費を措置しています。

民生費の社会福祉費では、障害福祉費で、作業所等通所助成費の見込み増、老人福祉費でも、生活管理指導短期宿泊事業委託料の見込み増、また、介護保険事業特別会計繰出金の増額を、それぞれ措置しています。

児童福祉費では、子育て支援推進費の森のようちえん事業で、10月から実施される国の保育無料化に伴い、認可外保育施設等無償化措置相当額を、保育認定

を受けた児童について給付する経費を、母子父子福祉費では、制度改正に伴う高等職業訓練促進給付金の追加支給分を、それぞれ措置しています。

衛生費の環境衛生費では、火葬場管理事業で、旧火葬場解体に向けてダイオキシンやアスベスト等の含有調査及び解体工事の設計業務に係る経費を、特定空家対策事業費で特定空家等解体撤去事業費補助金の増額を、それぞれ措置しています。

農林水産業の農業振興費では、智頭町農業団地センターの受変電設備の改修に係る負担金を、多面的機能支払交付金事業では、日本型直接支払対象農地の現地確認委託料について、国費を財源とする事業として、それぞれ措置しています。

林業振興費の林業事業体等支援事業では、本年11月に開催予定の「日本伐木チャンピオンシップ in 鳥取」の実行委員会負担金を、森林経営管理推進事業では、民間の地域林政アドバイザーを活用した林業人材育成に要する経費を、それぞれ措置しています。

造林事業費では、県営林道工事に伴う支障木運搬に要する経費を、林道費では、林道維持管理事業修繕料の増額を、それぞれ措置しています。

商工費の商工振興費では、プレミアム付商品券のプレミアム分に係る経費を、観光費では、恋山形駅に仮設トイレを設置する経費を、それぞれ措置しています。

土木費の土木総務費では、「はたらくのりもの展」開催経費の増額を、道路維持費では、社会資本整備総合交付金事業の事業内容精査に伴う町道舗装修繕に係る経費を、道路新設改良費では、ふるさと整備土木事業の事業費の増額を、下水道事業費では、公共下水道事業特別会計繰出金の増額を、それぞれ措置しています。

教育費の社会教育総務費では、中町公民館横の由来板修繕に要する経費を、図書館費では、新図書館の愛称が「ちえの森 ちづ図書館」に決定したことに伴い、愛称の商標登録に要する経費を、それぞれ措置しています。

その他、各費目に共通して、年度後半の時間外勤務手当所要額を措置しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、5,502万2,000円の増額であり、補正後の予算総額は、70億85万8,000円となります。

議案第74号 智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）では、時間外勤務手当の増額を措置しています。

議案第75号 智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）では、時間外勤務手当の増額のほか、森のミニデイ施設整備事業費補助金及び平成30年度分国県負担金等の額確定に伴う償還金を措置しています。

議案第76号 智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）では、智頭心和苑の防火扉取りかえに要する経費を措置しています。

議案第77号 智頭町水道事業会計補正予算（第1号）では、時間外勤務手当の増額など人件費の調整のほか、第1水源地送水ポンプ交換などに要する経費を措置しています。

議案第78号 智頭町病院事業会計補正予算（第1号）では、ホームページ作成委託料のほか、防火扉の取りかえに伴う施設修繕料及び退職手当組合負担金の増額を措置しています。

次に、条例案件について説明します。

議案第79号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、会計年度任用職員制度の創設に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償など必要な事項について定めるものです。

議案第80号 智頭町おせっかい奨学金基金条例の制定につきましては、進学に意欲を持つ本町の子どもたちの就学を応援し、故郷の活性化を担う人材育成を図ることを目的に交付する、おせっかい奨学金償還補助金の財源に充てるため、新たにおせっかい奨学金基金を設置するものであります。

議案第81号 智頭町附属機関条例の一部改正につきましては、智頭町議会議員の報酬について、特別職の報酬等に関する審議会における審議の対象とするものです。

議案第82号 智頭町印鑑条例の一部改正につきましては、印鑑登録事項に旧氏を記載できるようにするものです。

議案第83号 智頭町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員について公表対象から除くものです。

議案第84号 智頭町職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の休職の期間及びパートタイム会計年度任用職員の減給の対象について定めるものです。

議案第85号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の改正に伴い、引用条項を改め

るものです。

議案第86号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員について、勤勉手当の支給対象及び育児休業復帰時の号級調整対象から除くものです。

最後に、人事案件です。

議案第87号 智頭町教育委員会委員の任命につきましては、現委員の徳永起宏氏が令和元年9月30日で任期満了となり、引き続き同氏を選任したいので、本議会の同意を求めるものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については、主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（大河原昭洋） 提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第4、議案第61号 平成30年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第15、議案第72号 平成30年度智頭町病院事業会計決算の認定についてまでの12議案は、決算審査意見書が提出されております。

この際、監査委員の審査意見の報告を求めます。

小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林 新） ただいまご指名をいただきました、代表監査委員の小林でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

今般の審査意見書は、監査委員の任期の関係で、公営企業会計については、令和元年7月29日に退任された中野監査委員と、一般会計及び特別会計並びに資金運用状況につきましては、令和元年の7月30日に就任された大藤監査委員と作成したものでございます。

本年度は、文中の数値の表示単位については、表示単位未満を四捨五入して千円単位に変更しております。また、各項目の推移につきましては、できる限り10年間のトレンドが見えるようグラフを用いて説明をしております。

それでは最初に、一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書について報告させていただきます。意見書の目次をごらんください。内容につきましては、目次の記載のとおりでございますが。

1ページの第3の審査の方法でございますけども、決算の審査は、各会計の決算書及び決算附属書類は地方自治法その他関係法令に準拠して作成され、予算の

執行及び会計処理が適正であるかどうかを関係書類と照合審査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど、例月出納検査及び定例監査等の結果も参考にし、一般に公正・妥当と認められる審査手続により審査した。また、基金運用状況調査については、計数が正確であるか、基金が適正に運用されているか、に重点を置いて審査を行った。

第4、審査の結果であります。各会計の歳入歳出決算書及び決算附属書類は、上に述べた方法により審査した結果、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、その計数は正確であり、各会計の歳入歳出予算の執行状況はおおむね適正に行われると認められた。また、基金運用状況調査書の計数は正確であり、基金は設置目的に沿って適正に運用されていると認められた。

続きまして、24ページをごらんください。まとめておりますので、24ページのまとめについて説明させていただきます。

決算収支の状況を見ると、一般会計と特別会計を合わせた総決算収支の実質収支額は、2億4,926万3,000円の黒字決算となっている。

一般会計の決算額では、実質収支額を1億3,192万3,000円の黒字であるが、前年度に比べ、6,714万9,000円、33.7%減少し、実質収支比率も3.7%となり、前年度に比べ、2.0ポイント低下している。実質収支額から前年度実質収支額を控除した単年度収支額は、6,714万9,000円の赤字となっている。

特別会計の決算額では、実質収支額は1億1,734万円の黒字で、前年度に比べ、1,686万6,000円、10.2%増加している。単年度収支額は、4,824万円の赤字で、前年度に比べ、6,510万6,000円減少している。

一般会計と特別会計を合わせた単年度収支額は、1億1,538万8,000円の赤字で、前年度に比べ赤字額は4,902万1,000円増加している。

一般会計の収入済額を予算現額で除した執行率は87.4%、不納欠損額は180万2,000円で、前年度に比べ、125万3,000円、41.0%減少している。

調定額から収入済額及び不納欠損額を差し引いた収入未済額は、2,184万7,000円で、前年度に比べ、24万円増加している。また、支出済額を翌年度繰越額を差し引いた予算現額で除した執行率は94.8%、予算現額から支出

済額及び翌年度繰越額を差し引いた不用額は3億2,271万5,000円で、前年度に比べ、3,285万7,000円、11.3%増加している。

同様に、特別会計全体での歳入の執行率は96.6%、不納欠損額は1,322万7,000円、前年度比860万7,000円増、収入未済額は8,611万7,000円、前年度比1,152万7,000円減、歳出の執行率は92.9%、不用額は2億626万9,000円、前年度比5,426万5,000円増となっている。

財政状況を示す数値を普通会計ベースで見ると、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は96.8%で、前年度に比べ1.2ポイント改善している。これは主に、分母の経常一般財源等で3,556万1,000円増加したことと、分子の経常経費充当一般財源で公債費が5,111万6,000円増加したものの、人件費で1,049万円、物件費で3,470万4,000円、繰出金で1,120万3,000円、それぞれ減少したことによるものである。分母の経常経費一般財源から臨時財政対策債を除いた経常収支比率は100.8%、前年度が102.2%となっており、これは経常的収入で経常的支出が賄えていない不健全な財政状況であることを示している。今後、新たな行政需要が見込まれる中、町税等の収入率の向上や受益者負担の適正化を図るなど、分母の経常一般財源等の確保や、事務事業の徹底した精査と選択によって分子の経常的経費の抑制に努め、財政の硬直化防止と弾力性確保が求められる。

町債の状況を見ると、当年度末残高は一般会計で77億2,466万5,000円、特別会計で43億359万5,000円、合計で120億2,826万1,000円で、前年度に比べ1億680万1,000円減少している。内訳別で見ると、一般会計では1億6,962万5,000円増加しているが、特別会計では2億7,642万8,000円減少している。

一般会計、特別会計の合計に病院事業会計及び水道事業会計を含めた全会計の町債残高は、152億9,453万2,000円となり、前年度に比べ2億3,922万7,000円減少している。

なお、健全化判断比率の実質公債費比率は10.0%で、前年度に比べ、0.5ポイント低下し、将来負担比率は107.1%で13.4ポイント上昇している。しかし、近年の大規模事業に伴う公債費の償還増が想定され、また、公共施設の更新等を推進するには、必然的に町債に依存することになることから、今後

とも後年度の財政負担に配慮した計画的な町債管理に留意する必要がある。

基金の状況を見ると、基金の当年度末残高は、31億1,112万2,000円で、前年度に比べ、1,509万6,000円減少している。このうち、財政調整基金が15億5,561万1,000円となっている。これは主に、特別会計の介護給付費準備金に5,003万円増加したものの、教育施設整備基金で2,576万7,000円、消防設備基金に2,300万5,000円、定住促進基金で1,179万5,000円、それぞれ減少したことによるものであるが、今後の財政運営において厳しい状況にあることは変わりなく、引き続き財源を確保する取り組みが必要である。

収入未済額の状況を見ると、一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は、1億796万4,000円となっている。前年度に比べ、1,128万7,000円減少しているものの、依然として多額となっている。収入未済額の解消は、財政運営や町民負担の公平性を図り行政への信頼を高めるという観点からも極めて重要である。

当年度は、不納欠損処分が1,502万9,000円、前年度比735万4,000円増行われ、このうち智頭町債権管理条例第14条に基づき、私債権等の債権放棄をしたことによる不納欠損処分が行われている。滞納の未然防止及び初期滞納者への早期対策を強化し、智頭町債権管理条例及び智頭町債権管理条例施行規則に基づき、債権の適切な管理及び収納取り組みにより、収入未済額の縮減に努められたい。

不用額の状況を見ると、一般会計、特別会計の合計は5億2,898万円で、前年度に比べ8,711万7,000円、19.7%増加している。

不用額が発生することは、経費削減を認識した上での執行努力の効果の1つであり、発生そのものが不適正とは言えない面もあるが、不用額が生じた事由として、補助事業において予算要求時に最大限の補助件数を見込んで積算したもの、また、補助事業の周知不足から申請件数が予算で見込んだ件数に達せず不用額が生じたもの、国や県からの補助金が予定どおり交付されなかったため、事業が執行できなくなり不用額が生じたもの等が見受けられた。

不用額を直ちに予算見積が正確でない、あるいは予算執行が適切でないといった見方をすることは、一面的であり適当ではないが、他の必要な事業の実施機会の損失につながる場合があることも事実であり、予算の積算を厳密に行っていく

ことは重要である。

予算編成時に十分な精査をした上で、予算執行の際には適切かつ効率的な事業を実施するとともに、進捗状況を的確に把握し、不用額が生ずる見込みがある場合には減額補正を行うなど、多額の不用額を発生させないよう努力されたい。

財政健全化の観点から、地方公共団体においても債権債務の実態を把握管理する必要が示され、企業会計的な手法を取り入れた財政書類を作成することとされ、平成28年度決算分から全国的に統一な基準による地方公会計の考え方で実施されることになっている。新たに作成された貸借対照表の活用と情報の共有化に努め、資産・負債・純資産などの財政状況の経年変化分析をより詳細に実施されたい。

今後、人口減少等に伴う町税、地方交付税の減少が予想され、さらに公債費の増加及び公共施設の大規模改修を含む投資的経費の増加が見込まれるなど、厳しい財政状況が予想される。このような状況にあつて、歳入にあつては従来の国や県などの依存財源の確保と町税等の自主財源の確保、収入率向上策による収入未済額のさらなる縮減に加え、新たな財源の模索にも努める一方、歳出にあつては、事業の見直し、改廃の検討等により限られた財源の効率的・効果的な経費支出を図ることが重要である。今後においても、社会情勢の変化、町民の多様なニーズを的確にとらえ、かつ、さらなる財政健全化への取り組みを積極的に推進し、持続可能な財政運営に努められたい。

以上で、一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見書について、報告を終了させていただきます。

続きまして、智頭町公営企業会計決算審査意見書について報告させていただきます。

内容については、目次のとおりでございます。1ページから61ページにわたって、水道事業会計と病院事業会計について記載しております。

それでは、1ページをごらんください。

第3、審査の方法であります。審査に付された決算書及び附属書類が関係法令に準拠して作成されているか、また、会計処理の手続が適正にされているかを照合するとともに、関係職員からの説明の聴取を行う等、通常審査手続により実施した。事業の内容を把握するため、計数の分析を行うとともに、地方公営企業法第3条の規定の趣旨に沿って運営されているかについて審査した。

第4の審査の結果であります。審査に付された決算書及び附属書類は、いずれも地方公営企業法及び関係法令の規定に準拠して作成され、かつ計数も正確で会計諸帳簿や証拠書類と合致しており、当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態が適切に表示され、おおむね適正であると認められた。

続きまして、水道事業会計の結びについて説明させていただきます。19ページをごらんください。

1番目、業務実績について。給水人口、行政区域内人口ともに減少傾向にあるが、行政区域内人口に対する普及率は35.0%で、前年度と同値となっている。類似団体平均値は38.2%。

水需要については、年間総排水量43万7,170立米のうち、料金の対象となる有収水量は26万1,878立米で、前年度に比べ、年間総排水量が3万3,948立米、7.2%、有収水量が1万9,156立米、6.8%、それぞれ減少している。

この結果、有収率は59.9%となっており、前年度に比べ0.2ポイント上昇している。本町における有収率は、類似団体平均値79.8%及び全国平均値75.0%に比べると、低い水準にある。水道事業において、有収率は経営効率を図る上で重要な指標であることから、今後も引き続き職員及び専門業者による漏水やメーター不感等の効率的な漏水調査業務を積極的に実施され、漏水箇所の早期発見や老朽管の修繕対応など、継続した漏水防止対策を強化し、老朽排水管の更新など、漏水防止対策を計画的に実施され、有収率の向上に努められたい。

経営成績について。総収益7,840万6,000円に対して、総費用が7,608万7,000円で、差し引き231万9,000円の当年度純利益を計上しているが、前年度に比べ333万9,000円、59.0%の減益となっている。経営成績では、前年度に比べ総収益で441万5,000円減少し、総費用で107万5,000円減少している。

事業活動の基盤となる営業損益では、1,137万8,000円の営業損失となっており、前年度に比べ、113万円悪化している。これは主に営業費用が69万1,000円減となったものの、営業収益や給水収益の186万6,000円減により、182万2,000円減となったことによるものである。営業費用の減は、排水費及び給水費等の修繕料が347万円増加したものの、総経費で経営戦略の策定に係る業務委託料が303万円、減価償却費が114万5,000

円、それぞれ減少したことによるものである。

営業外損益は、1,376万円の利益となっているが、主に一般会計からの経営戦略策定に係る補助金が227万円皆減したことにより、前年度に比べ221万円減益となっている。営業外損益の利益の要因は、営業外収益の長期前受金戻入1,686万9,000円によるものである。

営業損益と営業外損益により放棄した経常損益は、238万1,000円の利益となっているが、前年度に比べ333万8,000円の減益である。平成26年度からは、新会計基準による多額な長期前受金戻入が全体的な損失分を吸収している。

老朽管更新工事等による減価償却費の増加や、給水人口の減少による給水収益の減少が今後一層進展することが予想され、さらなる経営の合理化、効率化によって経費の削減を図り、純利益の確保に努められたい。

公営企業における純利益は、いわゆる民間企業におけるもうけとしての利益とは、その意味が決定的に異なるもので、建設改良費や企業償還金の財源に充てるための公共的必要余剰であり、事業の継続的な経営には必要不可欠なものである。

財政状態については省略いたします。

4番目、資金状況について。資金運用表等では、正味運転資本が1,718万6,000円増加し、現預金で1,865万2,000円増、未払金で211万1,000円減となっている。この結果、当年度の財政状態は前年度の財政状態より正味運転資本が増加し、それだけよくなっていると見ることができる。

また、キャッシュフロー計算書では、業務活動によるキャッシュフローの資金流入で、財務活動によるキャッシュフロー及び投資活動によるキャッシュフローの資金支出の合計額を上回っており、当年度末の現預金残高は前年度に比べ1,1,865万2,000円増加しており、事業が健全に運営されていることが伺える。当年度は、有形固定資産の取得が245万1,000円であったが、将来の経営環境を考慮すれば、老朽管更新等多額の資金が必要となることから中長期的な投資、財政計画に基づく健全な財政運営を図られたい。

給水収益の収入状況について。給水収益の収入率は89.2%で、前年度に比べ0.2ポイント上昇している。特に過年度分の収入率は前年度に比べ9.9ポイント改善されているが、19.6%と低水準である。

収入未済額は794万7,000円で、前年度に比べ、21万4,000円減

少している。このうち、過年度分の収入未済額は657万1,000円で、前年度に比べ、35万8,000円増加している。

長期延滞債権については、平成21年度以降、不納欠損処分がなされていなかったが、当年度は智頭町債権管理条例第14条第7号に基づき、債権放棄をしたことによる15万7,000円の不納欠損処分が行われている。長期延滞債権の取り扱いについては、決算における経営状況をより正確にあらわすため、智頭町財務規則、智頭町債権管理条例及び智頭町債権管理条例施行規則に基づき、適正な対応を求めるとともに、受益者負担公平性の観点から不納欠損処分に至らないよう、適切な未収金の管理及び滞納債権の回収に努められたい。

今後の経営について。以上のように、本町の水道事業はこれまで比較的良好な経営状況で推移してきた。しかし、水需要は人口減少社会の到来、給水型社会の移行及びライフスタイルの変化などの影響により、年々減少傾向にある。これに伴い、基幹収益である給水収益は長期にわたり減少傾向が続いており、この人口減少等に伴う長期的減少トレンドは明確であり、その結果、収益面において今後厳しい状況が想定される。

こうした状況の中、全国の他の自治体とも共通の課題でもある、排水管及び浄水場等の老朽施設の更新及び耐震化等の問題に直面しており、これをいかに効率的・効果的に進め、安定運営のための基盤強化に取り組むかが最大の課題といえる。

今後の事業運営に当たっては、中長期的な経営の基本計画である経営戦略に沿って有収率の向上、水道料金の収納確保、債権管理及び徴収活動の強化、経費の削減など、健全経営の維持を基本として、より一層効率的・効果的な運営の工夫に努められ、町民が安全で安心して飲める良質な水道水の安定供給と確保の実現に向け、努力されるよう要望する。

続きまして、病院事業会計の結びについて説明させていただきます。52ページをごらんください。

業務状況について。本年度の業務状況は前年度と比べると、年間総利用者数は9万8,889人で、2,454人減少している。これは主に、訪問看護で1,713人増加したものの、入院で879人、外来で2,708人、介護サービスで579人、それぞれ減少したことによるものである。1日平均患者数は334.3人で、前年度に比べ8.1人減少している。これは主に、訪問看護で7.1人

増加したものの、入院で2.4人、外来で11.1人、それぞれ減少したことによるものである。

病床利用率は88.1%で、前年度に比べ2.4ポイント低下している。これは、一般病棟で2.1ポイント、療養病棟で2.8ポイント、それぞれ低下したことによるものである。老人保健施設利用率は97.2%で、前年度に比べ0.2ポイント低下しているが、引き続き高水準を維持している。

患者1人当たりの料金収入は1万2,927円で、前年度に比べ159円減少している。これは主に、入院で6円、介護サービスで252円増加したものの、外来で78円、診療所で1,088円、訪問看護で2,639円、老人保健施設で269円、それぞれ減少したことによるものである。

経営状況について。総収益17億5,037万9,000円に対して、総費用は18億3,599万2,000円で、差し引き8,561万3,000円の当年度純損失となり、前年度に比べ、9,881万7,000円の大幅な減益で、31億3,657万1,000円の未処分欠損金を計上している。前年度に引き続き、巨額な欠損金が翌年度へ繰り越され、経営状況は一段と厳しくなっており、これまで以上の経営の健全化が求められる。

経営成績では、前年度に比べ総収益で6,165万8,000円減少し、総費用で3,715万9,000円増加している。

事業活動の基盤となる医業損益では2億9,780万円の損失となっており、前年度に比べ、6,774万1,000円悪化している。

このうち、医業収益は11億5,163万8,000円で、前年度に比べ5,168万円減少している。これは主に、患者数の減少がマイナスに寄与している。入院で1,990万9,000円、外来で2,194万3,000円、それぞれ減少したことによるものである。

医業費用は14億4,943万8,000円で、前年度に比べ1,605万8,000円増加している。これは主に、材料費、経費、減価償却費がそれぞれ減少しているものの、給与費で前年度に比べ6,046万7,000円増加したことによるものである。医業収益に占める給与費の割合は74.1%となり、前年度に比べ8.1ポイント上昇している。総額、対医業収益比率ともに増加しており、類似病院平均値に比べ高い水準である。

医業収益が低いことから、まずは収益性の向上が求められるが、医業費用のう

ち61.0%を占める給与費については、今後の患者数の見込みに応じた適正な職員数を基本として、給与費抑制のための職員定員管理を行う必要がある。

老人保健施設事業損益は48万円の損失で、前年度に比べ、1,897万9,000円減少している。これは主に、給与費で前年度に比べ1,237万6,000円増加したことによるものである。

訪問看護事業損益は386万5,000円の利益であるが、前年度に比べ微減となつて、これは主に患者数増により事業収益は402万6,000円増加したものの、給与費が424万6,000円増加したことによるものである。

財政状況については、省略させていただきます。

資金収支について。資金運用表等では、正味資本が3,074万7,000円減少し、現預金で1,977万9,000円増となっているものの、未払金で5,677万1,000円の増となっている。この結果、当年度の財政状態は、前年度の財政状態よりも正味運転資本が減少し、それだけ悪化していると見ることができる。

また、キャッシュフロー計算書では、業務活動によるキャッシュフローの資金流入が、投資活動によるキャッシュフローの資金流出を下回っているが、財務活動によるキャッシュフローが資金流入となった結果、当年度末の現金預金残高は3億2,057万円となり、前年度末に比べ、1,977万9,000円増加している。財務活動による資金流入の主なものは、企業債の発行及び一般会計からの出資金によるものである。

診療費の収入状況について。診療費の収入率は84.4%で、前年度に比べ1.4ポイント低下している。不納欠損処分後の収入未済額は、2,606万9,000円で、前年度に比べ、44万2,000円増加している。このうち、過年度分の収入未済額は1,098万6,000円で、前年度に比べ43万3,000円減少している。

長期延滞債権については、平成22年度以降不納欠損処分がなされていなかったが、当年度は智頭町債権管理条例に基づき、債権放棄をしたことによる82万2,000円の不納欠損処分が行われている。長期延滞債権の取り扱いについては、決算における経営状況をより正確にあらわすため、智頭町債権管理条例に基づく適正な対応を求めるとともに、受益者負担公平性の観点から不納欠損処分に至らないよう、適切な未収金の管理及び滞納債権の回収に努められたい。

今後の経営について。人口の減少に伴い患者数は減少傾向にあることから、医療収益の増収が見込めないこと、さらに深刻化する医師及び看護師不足の状況など、厳しい事業経営が見込まれる。

国においては、急速な高齢化に伴う医療・介護需要の急増に対応していくために、医療機関間や医療介護間の連携強化を通じ、病院・病床機能の役割分担を促すことで、より効果的で効率的な医療介護サービスの提供体制を構築させようとして、これまでの病院完結型の医療から地域全体で支える地域完結型の医療と、地域包括ケアシステムの構築を掲げている。

このような状況下にあつて、鳥取県が策定した地域医療構想を念頭に置いた智頭町病院改革プランが平成29年3月（平成30年一部改正）に策定され、持続可能な地域医療供給体制及び地域包括ケアシステムの構築を目指すとされている。当年度は新たに訪問歯科、訪問リハビリを開始、既存の訪問診療、訪問看護、通所リハビリテーション等を合わせて、在宅介護の支援を行っている。智頭病院改革プランに沿って経営の効率化を推し進め、健全で持続可能な病院経営のもと、医療を通じて地域社会に貢献できるよう尽力されたい。

以上をもちまして、本日の2部の審査意見の報告を終了いたします。最後に、決算審査にご協力いただきました関係職員の皆様には、この場をおかりして厚くお礼申し上げます。大変ありがとうございました。

○議長（大河原昭洋） 小林代表監査委員の報告は終わりました。

議案第61号から議案第72号までの12議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 監査意見に対しての質疑ということによろしいでしょうか。

では、2点ほど質問させていただきます。この一般会計の部分についてですが、特に意見書の中で昨年も指摘したんですが、経常収支比率が96%台だと、依然高い状況にある。基本的には、財政はプライマリーバランスというか、経常的収入で経常的支出が賄えるようなのが望ましいとしているんですが、智頭町ではその経常的収入が約7割、臨時的収入が3割と、非常に臨時的収入の割合が他町より高い状況になっている。

その中で、特に町債の比率が高いような状況が続いているんですが、結局この

町債の比率が高いということは、起債償還額の増となつてはね返ってくるような構造になっているんですが、ここら辺、町債の安易な利用というか、そのときには基金の取り崩しが少なく済むというメリットがあるんですが、後年度にはやはり負担増となつて返ってくるので、ここら辺の町債の利用のあり方について、適正な活用というような考え方というようなものはあるんでしょうか。ちょっとその辺についてお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林 新） なかなかこの町債については、いろんな町民ニーズがありまして、いろいろと教育施設とか、大型施設をされたということがありまして、ある程度他町に比べてもそこら辺が先行したということがあって、非常に重要な部分を占めていると思います。これは、それなりの町民需要に基づくものですから、これはこれでして、だから町債を利用するについては、財源の負担が見合う町債をいかに利用していくかがということが求められると思うんですけども、その点については智頭町の場合は、一般の財源のない町債ではなくて、財源の充当された町債を利用されているという認識でおります。

今の岸本議員が言われたように、経常収支比率については従来から私も指摘してきています。このたび、30年度の当初予算要求についてということで、これは総務課長名で各課長に通達が出されている文書を見させてもらいましたけども、やはりそういう文書についても、経常収支比率とか将来負担比率とか起債残高の上昇という、こういった数値については非常に危機意識を持っておられて、職員さんに徹底されているという認識でおります。

経常経費の見直しとして、平成29年度当初予算の一般財源の9割を限度とするという形です。それと、町の執行部の公債費が上がってくるという前提のもと、経費を削減しなきゃならないというような危機感を持って対応されていると。しかしながら、公債費の上昇のスピードが非常に大きいということで、さらなる一般経費の削減が求められるということだろうと思います。

ちょっと質問にずれたかもわかりませんが。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 続いて、公営企業会計の病院決算の部分についてお尋ねしたいと思います。

52ページの意見書の中で、医業収益に占める給与費の割合が非常に高いとい

うことで、特に29年度に比べて相当額いろんな部門で人件費が伸びて、そのことが結果的に収益のマイナスの大きな要因になっている。それに対して監査としては、今後の患者数の見込みに応じた適正な職員数を基本として、給与抑制のための職員の定数管理を行う必要があるというぐあいに書いているんですが、この中の考え方として、例えば看護師の配置基準、あるいは診療科も含めた見直し等も視野に入っているというような見方でよろしいのでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林 新） これは、患者数の減少傾向というのは相当急速に始まっているんです。ですから、これは同じように患者数が減ってくるにもかかわらず、受け入れる体制がそのままということは、いかがなものかということですから、やはりこれ以上進むのであれば、それなりの体制、今、岸本議員が言われたように体制的に見直していかないと、なかなかこれはとめることができない。来年度も個人の給与の体系も上がってきますし、看護関係も相当力を入れてきますから上がってきますので、全体的な、ただ人件費抑制というのは、こういう組織的なものから検討していかないと、なかなか単純にはいかないだろうというところで、岸本議員がおっしゃられるようなところも想定をした表現になっています。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 今のこの人件費の部分については、今定例会でも来年度から会計年度の任用職員というようなことで、処遇改善的なものが法律で見直されてくるということで、余計人件費の部分が負担が大きくなるような気がするんです。そういう部分で、やはり人件費の部分についてはいろんな配慮が必要であるという、そういう見方でこの病院経営に臨んでいく必要があるというような、そういうことになるのでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林 新） ある面では公立病院ですから、町立の病院ですから、一般の民間病院みたいに、経営合理的に経営をするということはなかなか難しいと思います。ですから、極端な人件費削減というのはできないと思います。今、岸本議員が言われたように、じゃあどうして人件費を削減していけばということになると、全体的な枠組みから考えていくしかない。それを、例えば診療科を減らすのに、単純にそれを減らすということは、町民の需要に対して逆の方向

に走るわけですから、そこら辺もよく考えてしなきゃならないと。

ですから、いろんな面で看護体制なり、事務の担当者の体制なり、それから先生の体制、そこら辺とそれから診療科を含めたというものを考えていかないと、この人件費高騰に対して収益が下がってきて、人件費だけがどんどん伸びていくという現象は、何らかの一手を試みなければならないと思いますので、岸本議員が言われるようなところも視野に入れて、総合的に検討していかなきゃならないと思っております。

基本的には、このたびも町からの財政負担というものを、監査意見書には智頭町自体の補助金が、実質的に智頭町が出している財政負担が幾らかということを書いております。ここら辺についてどう考えていくかということも、人件費がどんどんふえていって、それから経営がこういうふうになったことにおいて、町としてどのように対応していくかということも検討して、あわせて検討していく必要があるというように思っております。

○議長（大河原昭洋）　　ほか、ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋）　　質疑なしと認めます。
お諮りします。

議案第61号から議案第72号までの12議案については、委員会条例第5条の規定により、この際、議長を除く議員10名で構成する決算特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋）　　異議なしと認めます。

よって、本案は決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩　午前11時38分

再 開　午前11時38分

○議長（大河原昭洋）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置しました決算特別委員会の互選の結果、正・副委員長が決まりました

のでご報告します。委員長に中野ゆかり議員、副委員長に河村仁志議員、以上のとおりです。

日程第16、議案第59号 専決処分についてから日程第32、議案第87号 智頭町教育委員会委員の任命についてまでの17議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第16、議案第59号 専決処分についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） それでは、議案書1ページをごらんください。

議案第59号 専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、第179条第3項の規定により、これを本会議に報告して承認を求めるものでございます。

2ページをごらんください。

事件名、鳥取地方裁判所民事部、平成30年（ワ）第61号。

当事者、原告、鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1、代表者、智頭町長、寺谷誠一郎。被告、鳥取県八頭郡智頭町大字八河谷262番地、株式会社八十八や、代表者、代表取締役、上野俊彦。

3、和解金、154万円。

4、和解条件、（1）令和元年9月から令和27年4月まで、毎月末日限り5,000円ずつ支払う。（2）分割金の支払いを怠り、その額が3万円に達したときは、既支払い額を控除した残額と、それに対する期限の利益喪失日の翌日から支払い済みまで年5分の割合により金員を支払う。（3）訴訟費用は各自の負担とする。

5、事件の概要です。中山間地における町おこしと新たな産業を創出することを目的に、平成25年4月に県から大麻栽培の免許を取得し、産業用大麻の栽培を始めました。しかしながら、平成28年10月4日に違法大麻所持で逮捕され、同月19日に県から大麻栽培の免許が取り消されました。町として目的達成に期

待し、県の補助事業を活用し、智頭町若者定住等による集落活性化総合対策事業補助金を交付し、生活支援や活動支援を行いましたが、逮捕により事業の継続が不可能となりました。このため、県補助金返還も余儀なくされ、町としても補助金の決定取り消しを行いました。返還等について、定期的に協議を行うこととしていましたが、再三の出席依頼にも応じず、具体的な協議ができないまま約1年が経過したため、平成30年4月5日に補助金返還請求の訴えを提起しました。令和元年8月5日付で鳥取県地方裁判所から和解の提案があったことから、和解に至りました。

以上で終わります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 以前、この事業で農機具等を取得して、以前には財産として処分して換金できるものがあるような説明を受けた記憶もあるんですが、実際、今回この事件に関して、そういう補助金等で導入したものの財産の換金というようなことはなかったんでしょうか。そこら辺について。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 財産の換金はございません。ただ、それに関しましては、財産目録を被告のほうに依頼しておりましたけども、そういったものも提出されていない状況であることから、裁判を提起したものでございます。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） その財産目録を提出するよということとは、その補助金等で、例えば農機具等の財産を購入した事実に基づいて、そういう目録を多分提出を求めたものだと思うんですが、そういう補助金で農機具等、例えば100万円単位の農機具等の導入はあったんでしょうか、なかったんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 済みません。具体的な金額は、今、資料を持ち合わせておりませんが、高額なものもございました。しかしながら、今回和解を裁判所のほうから条件提示があったのが、ほぼ全額640万円を返還するというようなことになっておりますので、その辺も含まれたもので和解が成立したものだということになります。

ふうと考えております。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） あともう一点、これは、次の部分とも共通すると思うんですが、もし仮にこの八十八やが、今、事業所として存続していると思うんですが、これが例えば破産等みたいなことになれば、この根拠となる150万円の返還というのはどのようになるのでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） その辺につきましては、想定ができませんので、そういった場合が発生しましたら、弁護士のほうとも相談させていただきたいと思えます。

○議長（大河原昭洋） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第17、議案第60号 専決処分についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） それでは、議案書4ページをごらんください。

議案第60号 専決処分について。

これは、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、第179条第3項の規定により、これを本会議に報告して承認を求めるものでございます。

5ページ目をごらんください。

事件名、鳥取地方裁判所民事部、平成30年（ワ）第62号。

2、当事者、原告、鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1、代表者、智頭町長、寺谷誠一郎。被告、鳥取県八頭郡智頭町大字八河谷262番地、上野俊彦。

3、和解金、485万6,325円。

4、和解条件、（1）令和元年9月から令和27年4月まで、毎月末日限り1万5,000円ずつ支払う。（2）分割金の支払いを怠り、その額が3万円に達したときは、既支払い額を控除した残金と、これに対する期限の利益喪失日の翌日から支払い済みまで年5分の割合により金員を支払う。（3）訴訟費用は各自

の負担とする。

5、事件の概要につきましてですけれども、議案第59号の内容と同じですので割愛させていただきます。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第18、議案第73号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、補正予算書1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第73号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出の総額に5,502万2,000円を増額し、それぞれ70億85万8,000円とするものでございます。

まず歳出についてですが、補正予算書と別に配付しております令和元年度9月補正予算概要により説明をさせていただきます。

なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がございますが、ご了解をいただきたいと思います。

それでは、概要の1ページ、補正予算書では10ページの総務費です。こちらをごらんください。

総務費では、一般管理費の訴訟対策費で、智頭町若者定住等による集落活性化総合対策事業費補助金返還請求訴訟結審に伴う訴訟事務委託料、財産管理費の公共施設管理事業では、旧山郷小学校の雨どい修繕に要する経費を、それぞれ措置しております。

まちづくり推進費のまちづくり事務費は、人件費の調整のみであり、移住定住促進事業では、地域の空き家利活用に取り組むまちづくり団体等の育成など図るため、空き家を活用したまちづくり事業の推進を支援する地域の空き家を活用し

たまちづくり推進事業補助金を、地域情報化推進事業では、次世代IP告知端末について調査研究を行うための旅費のほか、光回線監視システム用UPSの更新経費及び光ケーブル移転補償費の増額を、また、光回線新設等手数料の減額を、地方創生推進事業では、SDGs啓発用バッジの購入費のほか、SDGsの目標と第7次総合計画とのかかわりを整理し、次期総合戦略策定を進めるため、地方創生事業委託料の増額を、それぞれ措置しております。なお、地方創生推進事業では、ふるさと財団助成金充実に伴う、地方創生推進交付金からの財源組みかえを行っております。

地域活性化推進費の空き校舎等利活用推進事業では、旧山郷小学校における小規模危険物保管庫設置などを支援する、空き校舎等利活用推進事業費補助金を、交通政策費のコミュニティバス運行事業では、持続可能な交通体系を構築するため地域公共交通計画策定業務委託料を、それぞれ措置しております。

同じく10ページの税務総務費は、人件費の調整のみであり、11ページの戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカードの普及促進を図るための臨時職員雇用に要する経費を措置しております。

11ページの民生費の社会福祉総務費及び国民年金費は、人件費の調整のみであります。

障害福祉費では、障害支援区分認定調査委託料のほか、障がい者グループホーム夜間管理人配置事業補助金、また、作業所等通所助成費の増額を、老人福祉費では、生活管理指導短期宿泊事業委託料の増額のほか、介護保険事業特別会計の人件費の調整などに伴う繰出金の増額を、老人福祉センター管理費では、防火扉の修繕に要する経費を、それぞれ措置しております。

12ページの子育て支援推進費、森のようちえん事業では、本年10月からの幼児教育・保育無償化に伴う、認可外保育施設等無償化の措置として子ども子育て支援給付金を、保育園費では、年度後半に備えてちづ保育園の修繕料の増額を、母子父子福祉費では、児童扶養手当給付事業で国庫補助金充実に伴う財源更正を、母子父子生活支援事業では、支給単価の改正に伴う高等職業訓練促進給付金の増額を、それぞれ措置しております。

ここから概要は2ページとなります。

予算書12ページの、生活保護総務費では、人件費の調整のほか、消耗品費の増額及び備品購入費の増額を、それぞれ措置しております。

同じく12ページの衛生費の環境衛生費では、火葬場管理事業で旧火葬場の解体等調査設計委託料を、特定空家対策事業で、特定空家等解体撤去事業費補助金1件分の増額を、それぞれ措置しております。保健師設置費は、人件費の調整のみであります。

13ページの農林水産業費、農業総務費は人件費の調整のみであり、農業振興費では、農業団地センター受電設備修繕に伴う団地センター施設改修事業負担金を、ホンモノの農産物づくり推進事業で、実績見込みにより地域おこし協力隊事業費の調整を、多面的機能支払交付金事業では、日本型直接支払現地確認委託料を、地籍調査費では、人件費の調整のほか、地籍調査専門員の賃金及び備品購入費の増額を、それぞれ措置しております。

同じく13ページの林業総務費は、人件費の調整のみであります。

13ページから14ページにかけての林業振興費では、林業事業体等支援事業で、実績見込みによる地域おこし協力隊事業費の調整のほか、日本伐木チャンピオンシップin鳥取実行委員会負担金を、森林経営管理推進事業で、地域林政アドバイザー賃金などの実績見込み減のほか、ドローン購入の見送りに伴いまして機体保険料及び備品購入費の減を、また、民間の地域林政アドバイザーを活用した林業人材育成のため智頭林業人材育成事業委託料の増額を、それぞれ措置しております。

14ページの造林事業費の町有林造林事業では、人件費の調整のほか、県営林道中ノ津線開設工事に伴う支障木搬出のため造林事業委託料の増額を、林道費の林道維持管理事業では、林道災害復旧事業に伴う関連修繕料の増額を、それぞれ措置しております。

同じく14ページの商工費、商工振興費では、プレミアム付商品券のプレミアム分に係る補助金を、観光費の観光事業では、観光パンフレットマップ増刷に要する経費を、観光施設管理事業では、恋山形駅に仮設トイレを設置することに伴うリース料、くみ取り手数料などの経費を、それぞれ措置しております。

15ページの土木総務費では、道路維持事業への組みかえによる臨時職員賃金の減額のほか、音響設備借上料など「はたらくのりもの展」開催経費の増額を、道路維持費では、臨時職員賃金の増額のほか、社会資本整備総合交付金事業の事業内容の精査に伴いまして、町道舗装修繕に係る工事請負費の増額を、ここから概要は3ページとなります、道路新設改良費のふるさと整備土木事業では、平成

30年7月豪雨災害復旧工事の保留工事に係る事業費の増額を、下水道事業費では、人件費の調整に伴う公共下水道事業特別会計繰出金の増額を、それぞれ措置しております。

16ページの教育費、小学校費の学校管理費では、智頭小学校の聴力検査用オーディオメーター更新に要する経費を、社会教育費では、社会教育総務費の文化財保護事業で、中町公民館横の旧本陣由来説明板修繕に要する経費を、地区公民館費では、土師地区公民館冷蔵庫更新に要する経費を、図書館費では、新図書館愛称の商標登録などの手数料を、それぞれ措置しております。

以上、合計5,502万2,000円の増額補正となっております。

歳入につきましては、予算書2ページのとおり、国庫補助金、県補助金、財産売払収入、基金繰入金、繰越金、雑入及び町債をもって措置しております。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は1時。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時00分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、午前中に説明が行われました、一般会計補正予算の質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出並びに地方債補正の2区分に分けて行います。まず、歳出から地方債の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） まちづくり推進費、まずこの国県支出金が483万円減になっているんですが、ここのなぜ減になったのか、その理由についてお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） これにつきましては、地方創生推進事業の分で、ちづみちリノベーション事業について推進交付金を活用する予定にしていたんですけども、これがふるさと財団の財源が活用できることになりましたので、この調整をしているものでございます。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 当初、国県支出金を予定していたのが、ふるさと財団のこの予算配分を受けるからということですが、額がふえるからふるさと財団のほうを選択したというような判断でよろしいですか、これ。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） ふるさと財団の補助率が3分の2でございまして、650万円の交付決定をいただきましたので、推進交付金を使うより有利だということで判断しましたので、ここで計上していることとなります。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 同じく、ここの部分の地域の空き家利活用に取り組むまちづくり団体の育成と書いて、この団体に補助金や交付金を出すということになるんでしょうが、この団体の構成要件というのはあるんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 目的といたしましては、空き家の利活用に取り組むまちづくり団体等といたしておりますので、特に限定をしているわけではなく、空き家等の利活用をしていただける団体を公募して、そういった団体がございましたら補助するというふうに考えております。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） ちょっとイメージがわからないんですが、ある民間の数人がグループをつくって、自分たちでこういう取り組むからということで、その団体に補助金や交付金が出るという仕組みなんですか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 実施主体といたしまして想定しているのは、町内でまちづくり活動を行う団体、自治会、集落単位で活動を行う団体グループ等を想定しておりますので、いろんなグループが想定されると思います。

いずれにしても、公募をかけてそういった空き家の利活用等に活用していただける団体を育成するようなことも考えながら、この補助金を活用するように考えているところでございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 交通政策費の地域公共交通計画策定業務委託料ですが、これはどのようなところに委託しようとするんでしょうか。

- 議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。
- 企画課長（酒本和昌） 鳥取県東部の交通網計画をつくっている業者がごいますので、そこと今、話をしているところでございます。ですので、鳥取県東部のノウハウ、知見、知識等を持っている業者を考えているところでございます。
- 議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。
- 11番、中野ゆかり議員。
- 11番（中野ゆかり） 14ページの観光費、恋山形駅仮設トイレ清掃委託料及び同じく物件借上料ですが、これは、恋山形駅にトイレを設置するというところで、恋山形駅周辺のどこに具体的に設置を考えておられるでしょうか。
- 議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。
- 企画課長（酒本和昌） 特に場所は決定しておりません。智頭急行の恋山形駅の構内等も検討していこうかと思っておりますけども、これは智頭急行との協議が必要になってきますので、そういった恋山形駅付近で検討しているところでございます。
- 議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。
- 11番（中野ゆかり） 関連して同じところですけども、これは委託料4万5,000円となっておりますが、この委託というのはどのような内容でどこに委託をしようとしているのか、お聞かせください。
- 議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。
- 企画課長（酒本和昌） これにつきましては、例を言いますと特産村のトイレは、特産村の方をお願いして清掃をお願いしておりますので、同じような形で、できれば大内集落の方に清掃委託ができないかということを考えているところでございます。
- 議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。
- 11番、中野ゆかり議員。
- 11番（中野ゆかり） 16ページの図書館費の中の手数料、これは商標登録に係る手数料ということでしたけれども、「ちえの森ちづ図書館」という愛称にかかわる商標登録でございますね。それで、これって商標登録するにはメリット・デメリットがあると思うんです。多くの商品、販売する商品に関しては商標登録をして、ちゃんと自分の商品だということを明確にしないとデメリットが考えられますが、この「ちえの森ちづ図書館」に関する商標登録をすることによる

メリット・デメリットをお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） まずこの手数料ですが、商標登録に係る手数料、それと図書システムのアップグレードに係る手数料が含まれております。

ご質問の商標登録についてのメリット・デメリットですが、まずメリットとすると、この「ちえの森ちづ図書館」というものがほかに登録をされて、この先その名称が使えなくなるということも想定されます。そういったビジネスもごございますので、それを防ぐものとして登録をします。

デメリットとすると、この登録手数料というものがかかるということと考えております。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 具体的に商標登録のみにかかわる手数料というのは、金額は幾らでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 手数料の内訳ですが、まず登録としましては、2万8,200円の3区分ということで、合計で8万4,600円。それと出願として、これも3区分で合計で2万9,200円。あと、電子化等の事務といたしまして1,900円でございます。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 済みません。総額はお幾らですか。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 11万5,700円でございます。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 商標登録に関しましては、5年間と10年間の2種類あると思いますが、このたびは何年間の予定なんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 資料を持ち合わせておりませんので、また、後で報告をさせていただきます。

○議長（大河原昭洋） ほか、ありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 13ページの林業振興費の地域林政アドバイザー、今、

臨時職員として雇っている、この職員を賃金減ということは多分雇用しないということでしょうから、そのかわりに民間の地域林政アドバイザーを活用してということをご提案理由の中に言っているんですが、この臨時職員の林政アドバイザーがこういったこと、林業人材育成に要する、そういうアドバイスができないものか。なぜ、ここの臨時職員をやめて民間のアドバイザーにしようとするのか、そこから辺についてお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 当初予算で臨時職員の地域林政アドバイザー、これをフルタイム勤務で予算を措置しておりましたが、勤務実態を考慮して減額を行うものであります。このアドバイザーにつきましては、昨年度から町が雇用しておりまして、これまでの業務経験を生かして、主に森林経営計画の樹立、変更・進行管理、あるいは森林経営管理法に基づく新たな森林管理システム、こういった部分で1週間に1日から2日程度の頻度で、職員や事業体への指導に従事しております。あくまでも役場職員としてのアドバイザーと、今回提案させていただいている民間の地域林政アドバイザー、これは別物であります。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 臨時職員とだったら勤務条件が違うということですが、財政的には賃金経費147万円が今度はその民間に委託すると156万円でメリットが見えてこない。だったら、この今の臨時職員のアドバイザーのままで活用しても、どこがどういうメリットがあるのか、ちょっと見えにくいんですが。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） これからの智頭林業を担う人材の育成、これは、林業分野で極めて重要な課題の1つであります。県内外のいろんな自治体でいわゆる林業大学校の設立が見受けられますが、智頭では自伐型林業の実践を目指す、「智頭ノ森ノ学ビ舎」、それから、素人山主を巻き込んでいく「木の宿場プロジェクト」、それから智頭林業を支えた山の理解をさらに深める「智頭の山人塾」、こういった智頭ならではの独自の取り組みをうまく生かしながら、人材育成のスキームを組み立てていきたいということでもあります。

そのスキームの構築に当たっては、若い民間活力を活用しながら進めていきたいということでもあります。先般、合同会社MANABIYAの社員2名が地域林

政アドバイザーの資格をとってくれました。彼らは自伐型林業のみならず、これからの智頭の山をどうするのかといったことにつきまして、我々行政と協調しながら取り組んでいける貴重な人材でございます。彼らの思い、経験、ノウハウ、そういったものを生かしながら、智頭スタイルの人材育成のスキームを構築していきたいということでもあります。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） じゃあこの民間の地域林政アドバイザーというのは、これは複数も考えられるということですか。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 合同会社MANABIYAの社員2名でございます。ただ、本業もございますので、本業の合間をぬって、この業務に従事いただくという形での委託契約となります。

以上です。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 12ページ、生活保護総務費の時間外勤務手当100万円ですが、ここの一部門の部分で時間外100万円というのはちょっと多いような気がするんですが、ここはどういう算定根拠を見ているんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 実績に伴う見込みになっております。

○議長（大河原昭洋） 執行部、追加答弁ありますか。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 職員6人分の人件費になっております。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 人数はわかるんですが、実績に伴うということで、前半の半年でほぼこのくらいな時間外の費用があったので、あと半年分もこのくらいの時間外がいるだろうという見込みだということでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） はい、そのとおりです。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 先ほどの中野議員の商標権の存続期間の件ですが、これは登録の日から10年であります。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳入を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 8ページの総務費国庫補助金、これ、地方創生推進交付金が約500万円減になっておりまして、先ほどまちづくり推進費がこのところにあたるということですが、まちづくり推進費は約480万円、この残りというのはどういう要因なんでしょうか。減が大きいので、まちづくり推進費以外にどういうところが予算減になっているのか、お聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 財源補正になると思います。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） もともと、地方創生事業全体の事業費が、こちらにあるように1,300万円の事業費がございます。このうちのちょっと内訳は今、資料がないので言えませんが、そのうちの事業に対してもともと300、400万円程度のものが。

先ほどの合計ですが、県支出金の40万円、このものを足して先ほどの地方創生500幾ら、これから40万円を引いたところといいますか、差し引きしたところが480万円になるというところがございます。

○議長（大河原昭洋） よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 9ページの財産処理ですけども、立木売却の具体的な場所とどれぐらいの。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） これは、県営林道中ノ津線中原工区でございます。

所在地は智頭町大呂地内で、開設延長が220メートルの契約でございます。その林道の道路部分と、それから残土処理場部分の支障木でございます。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。
最後に、地方債補正も含め、再度一般会計全般にわたっての質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。
日程第19、議案第74号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
議案の補足説明を求めます。
江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 補正予算書19ページをごらんください。
議案第74号 令和元年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。
歳入歳出予算の総額に、それぞれ31万7,000円を追加しまして、予算の総額を、それぞれ3億907万8,000円とします。
歳出につきましては、25ページでございます。時間外手当の増額を追加措置しております。
歳入につきましては、24ページ、繰入金で賄っております。
以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。
日程第20、議案第75号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
議案の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

- 福祉課長（小谷いず美） 議案第75号 令和元年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正予算書27ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,492万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ10億9,627万9,000円とするものです。

歳出につきましては、34ページをごらんください。

提案理由でも説明のあったとおり、山郷地区における森のミニデイの施設整備に伴う事業補助金及び平成30年度国・県負担金等の額の確定に伴う償還金、職員人件費の時間外手当を、それぞれ増額措置しています。

財源につきましては、32ページをごらんください。主に国庫支出金、繰入金等で調整しております。

以上です。

- 議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第21、議案第76号 令和元年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

- 福祉課長（小谷いず美） 議案第76号 令和元年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）です。

補正予算書36ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ138万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5,082万5,000円とするものです。

歳出につきましては、42ページをごらんください。

提案理由でも説明のあったとおり、智頭心和苑の防火扉取りかえに要する経費を措置しております。

財源につきましては、41ページをごらんください。介護サービス事業運営基金、繰入金にて措置しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第22、議案第77号 令和元年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼いたします。

議案第77号 令和元年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

2条に書いてございます、収益的収入及び支出、これを6万円増額。

3条に書いてございます、資本的収入及び支出の支出を1,100万円増額するものでございます。

ページをはぐっていただきまして、詳細については3ページでございます。

先ほど申しました収益的収入及び支出の水道事業費用としまして、総経費のうち、手当、法定福利費を合わせまして6万円ふやすものであります。また、その下の段の資本的収入及び支出の支出につきましては、工事請負費として1,100万円、内容といたしましては第1水源地送水ポンプ並びに老朽管の更新費用を1,100万円ふやすものでございます。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第23、議案第78号 令和元年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部病院事務部長。

○病院事務部長（矢部久美子） 失礼いたします。

議案第78号 令和元年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）でございます。

1ページにあります収益的支出におきまして、822万2,000円を増額し、補正後予算総額18億3,157万2,000円とするものでございます。

詳しくは、予算書10ページのほうをごらんください。

医業費用におきまして、ホームページ一新に伴う委託料のほか、4病棟防火扉修繕料並びに退職手当特別負担金の増を、それぞれ措置しております。

以上で終わります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第24、議案第79号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、議案書の7ページをごらんいただきたいと思えます。

議案第79号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴いまして、会計年度任用職員制度が創設されることとなり、会計年度任用職員の給与及び費用弁償など、必要な事項について定めるものです。

そうしましたら、議案書の8ページをごらんいただきたいと思えます。あわせて、議案説明資料は1ページでございます。

まず、第2条では、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の給料及び各種手当について規定しております。なお、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当を支給することとされております。

第3条から10ページの第16条にかけては、フルタイム会計年度任用職員の給料及び各種手当の支給内容について規定しておりますが、給料につきましては、常勤職員の給料表に準じて支給することとしており、具体的な方法につきましては規則で定めることとしております。また、各種手当につきましても、常勤職員への支給に準じて支給することとしております。

10ページの第17条から13ページの第26条までにかけては、パートタイム会計年度任用職員の報酬及び期末手当の支給内容について規定をしております。なお、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び特殊勤務に係る報酬につきましては、手当ではなく報酬に加算して支給することとされております。

第27条では、給与からの控除についての規定をしております。

第28条では、外国語指導助手、地域おこし協力隊など、特殊な任用形態の会計年度任用職員の給与について規定をしております。

第29条及び14ページの第30条では、パートタイム会計年度任用職員の通勤に要する経費及び公務の旅行に係る経費、いわゆる旅費でございますが、につきましては、費用弁償により支給することを規定しております。

施行期日は、令和2年4月1日からでございます。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 3条において給与表を定めてと書いてあるんですが、この給与表はいつごろ大体できるんでしょうか、議会に示せるんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 先ほど説明しましたとおり、職員の給料表に準じて、職員の給料をそのまま採用してと考えております。具体的にどの職員、会計年度任用職員のどの職種を、どの給料表のどの格付にするのかということについては、現在、考えておるところでございます。募集時期、年度末までの募集時期までにはそのことがお示しできるように調整をしておるところでございます。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 来年4月から施行ということですが、今の臨時職員やパ

ート職員の人数について、そのまま継続した場合に、想定される人件費増は大体どのくらいふえそうな、そこら辺はまだ言える段階じゃないんでしょうか。そこら辺、わかる範囲で。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 先ほども申しましたようにどのような格付をするか、また、先ほどの説明の中で申しましたフルタイム、それからパートタイム、どちらの形態を採用するかによっても、その経費並びに給与等々が変わってまいります。今、こうだったらこうだというようなことを申し上げるのは、差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） この制度は、公営企業、特に病院にもこれは当てはまることになるんでしょうか、そこら辺どうでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 今までの正規以外の臨時職員、いわゆる臨時職員というものを雇っていた職場、公務職場については全て適用されるものと認識をしております。ただ、その条例等々については、改正が必要かどうかについては、それぞれの会計ごとに決まりがありますので、そのことについてはまた述べさせていただきたいと思っております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第25、議案第80号 智頭町おせっかい奨学金基金条例の制定についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議案書15ページをごらんください。議案説明資料は2ページになります。

議案第80号 智頭町おせっかい奨学金基金条例の制定について。

これは、智頭町おせっかい奨学金基金条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

16ページには、基金条例の条例案を載せております。本条例案の理由につき

ましては、議案説明書にも書いてありますとおり、向学心にあふれ、進学への意欲を持っている本町の子どもたちの町外での就学を応援し、ふるさとの活性化を担う人材に育って帰ってくることに繋げるために交付する、智頭町おせっかい奨学金償還補助金の財源といたしまして、智頭町おせっかい奨学金基金を設置するものでございます。

概要につきましては、積み立てについては前述の目的に対して寄附された、寄附金を含む財源を積み立てることと考えております。奨学金対象者に対しまして、進学支援として町内金融機関から借りたおせっかい奨学ローンの支払い利息について、智頭町へ帰ってきたかどうかにかかわらず、支払った額を翌年度に補助することとしております。また、元金分につきましては、卒業後10年以内に智頭町へ戻ってきた場合には、その翌年度から10年間元本を補助するという制度になっております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 1年間で何名の方が、この奨学金を利用されるという想定でしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 現在、シミュレーションはいたしておりますけども、16名を想定しております。これは、実績に基づいてシミュレーションをしているところなんですけども、その16名が活用された場合の基金を積み立てるといようなことを考えているところでございます。それ以外にもちょっと余裕を持たせているところは考えております。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 奨学金を利用された方が本町に戻ってこられて、しながら20歳から30代の年齢の方というのは、移動が激しいと思うんです。結婚もありますし、就職、転出、転入、いろいろなパターンがあると思います。その方に対して、どのようにその利用された方がずっと今、智頭町に住んでいるんだという追跡というのをどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） この事業につきましては、おせっかい奨学プログラムというように考えております。内容といたしましては、おせっかい奨学ローンというのは、これは1つ、金融機関との協力、連携によるものでございまして、まず、このローンを活用しようという奨学生の皆さんには、おせっかい奨学町民登録制度というものをつくろうかと思っております。このおせっかい奨学町民登録制度に登録していただいた方が、おせっかい奨学ローンを使うことになるんですけども、その中で、おせっかい交流ですとか、そういったものも考えているところでございます。

ですので、大学とかに行った際に、智頭町との関係を長く維持しながら智頭町への愛着を育み、智頭町にUターンしていただけるような施策を考えているところでございます。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 質問がちょっとまどろっこしかったと思います。なので、その利用された方がUターンして帰ってこられたとしましょう。そしたら、その方がちゃんと10年間智頭町に住んでいるということの確証を、どのように持たれるのか。この個人情報がかかり収集が難しい中、どのようにその方の所在を追跡していくのかというのをお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） その点については、住民票だというふうに認識しております。ですので、本町にUターンして帰ってきていただいた方が住民票登録されるわけですので、そういったことをもとに考えているところでございます。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） この件はいわゆる手挙げですか、それとも肩たたきでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 手挙げ方式です。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 手挙げということになりますと、町内に住んでおるとは言いながら、今、通っておられる学校が様々なところにたぶんおられるということ想定するわけですけど、そこら辺のところに対して説明会等とか、周知が非常

にやりにくい部分もあろうかと思うんです。ちょっと私はもう少しイメージがはっきりしないので、学校等どうなんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） この事業が議会とおりまして実行といった際には、まず、奨学生町民登録していただける方の説明会を11月ごろに開催しようと思っています。対象といたしましては、中学校3年生で県外の高校に行かれるような方も対象と考えています。あとは、県外の大学に行かれる方も対象にしようと思っております。

ですので、来年の春から入学されるような方を中心に考えておりますので、この11月ごろにこのおせっかい奨学プログラムの説明をし、それをもとに金融機関なりの金融商品としてのローン申し込みになるというふうに考えているところでございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第26、議案第81号 智頭町附属機関条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案書の17ページをごらんいただきたいと思えます。

議案第81号 智頭町附属機関条例の一部改正につきましては、智頭町議会議員の報酬等についても、「特別職の報酬等に関する審議会」における審議の対象とするものでございます。

議案書18ページをごらんください。議案説明資料は3ページでございます。

別表のうち、附属機関の「特別職の職員の給与に関する審議会」を「特別職の報酬等に関する審議会」に改め、その担任する事務について「町長、副町長及び病院事業管理者の給与、並びに町議会の議員の報酬に関する審議」に改めるものでございます。

施行期日は、公布の日からとしております。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第27、議案第82号 智頭町印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） それでは、議案書19ページをごらんください。

説明資料は3ページの下段になります。

議案第82号 智頭町印鑑条例の一部改正につきましては、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の公布、印鑑登録証明事務処理要綱の一部改正が行われまして、印鑑登録事項に旧氏の記載が可能となります。これは、社会におきまして旧氏を使用しながら活動を行う方が増加している中で、さまざまな活動の場面で旧氏を使いやすくするという観点から改正されるものです。

内容につきましては、20ページ、21ページのほうにありますけども、印鑑登録事項に旧氏の記載を加えるとともに、あわせて男女の別について記載をしないように改正することについて、地方自治法の規定により本議会の議決を求めるものです。

施行日は、本年11月5日です。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第28、議案第83号 智頭町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 議案書の22ページをごらんいただきたいと思います。

議案第83号 智頭町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員制度開始に伴い、所要の改正を行うものでございます。

そうしましたら、議案書の23ページをごらんください。議案説明資料は4ページでございます。

第2条の改正により、人事行政の運営の状況に関して報告しなければならない職員から、会計年度任用職員を除くものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日からであります。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第29、議案第84号 智頭町職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案書の24ページをごらんください。

議案第84号 智頭町職員の分限並びに懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正につきましては、こちらにつきましても会計年度任用職員制度開始に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書25ページをごらんください。議案説明資料は4ページでございます。

第8条第4項では、会計年度任用職員の休職の期間について、「任期の範囲内」とするものでございます。

また、第12条では、パートタイム会計年度任用職員の減給の対象を、報酬の額とするものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日からであります。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第30、議案第85号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら議案書の26ページをごらんいただきたいと思います。

議案第85号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の改正に伴い、引用条項を改めるものでございます。

議案書27ページをごらんいただきたいと思います。

第2条第2項第3号で引用する条項を、地方公務員法第22条第1項から第22条に改めるものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日からであります。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第31、議案第86号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案書の28ページをごらんいただきたいと思います。

議案第 86 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、こちらでも会計年度任用職員制度開始に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書 29 ページをごらんください。

第 5 条の 3 第 2 項は、勤勉手当の支給対象から会計年度任用職員を除くものでございます。また、第 6 条は、育児休業復帰時の号級調整対象から会計年度任用職員を除くものでございます。

施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日からであります。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第 32、議案第 87 号 智頭町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） それでは、議案書 30 ページをごらんください。

議案第 87 号 智頭町教育委員会委員の任命について。

令和元年 9 月 30 日で任期満了となる、大阪府堺市西区浜寺船尾町西 1 丁 27 番地 6、徳永起宏氏、昭和 32 年 4 月 25 日生まれを引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

これで、補足説明及び質疑を終わります。

日程第 33. 陳情について

○議長（大河原昭洋） 日程第33、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。
お諮りします。

各委員会審査等のため、9月11日から9月19日までの9日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、9月11日から9月19日までの9日間を休会としたいと思います。

9月10日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

休会中は委員会等を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

来る9月20日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論、並びに採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 1時52分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和元年9月9日

智頭町議会議長 大河原 昭 洋

智頭町議会議員 酒 本 敏 興

智頭町議会議員 安 道 泰 治